

[はかり]の定期検査を代行します

はかりを取引(売買)や証明行為に使用する場合は、2年に1回計量法に基づき県(宇都宮市内は宇都宮市)が、行う特定計量器定期検査を受検しなければなりません。

この検査は、県(市)が定めた日時・会場で行われますが、時として指定された検査日時に都合がつかなかったり、会場までの「はかり」の運搬が困難だったりすると思います。

そこで計量法では、県(市)が行う定期検査に代わるものとして、「国家資格を有する計量士による検査(代検査)」を認めています。

代検査は、はかりのある場所へ計量士が出向き規則に基づき検査を行うもので、これに合格した「はかり」は、その旨を届け出ることにより県(市)が行う定期検査が免除される制度です。

栃木県計量協会では、下記の通りこの代検査を行っていますので、受検を希望される方は、申込書に必要事項を記入のうえFAX等でご連絡ください。(申込様式がございますので、お手元がない場合は協会へご連絡ください。)

追って派遣計量士をお知らせしますので、日時等の打ち合わせは当該計量士と直接行って下さい。

記

種 類	能 力	料 金
電気式はかり	ひょう量 100kg 未満のもの 1台	3,000円
	ひょう量 100kg 以上~200kg 以下のもの 1台	4,000円
その他のはかり	ひょう量 100kg 以下のもの 1台	1,500円
	ひょう量 100kg 以上~200kg 以下のもの 1台	2,000円

※上記料金には、届出代行、出張費等が含まれていますが、証明書類等は別途かかる場合がございます。

申 し 込 み 先

☎321-3226 宇都宮市ゆいの杜1-5-64 (栃木県計量検定所内)

栃木県計量協会 計量士部会

☎028-667-9622 fax028-667-9426